

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱</p> <p>～省略～</p> <p>附 則</p> <p>～省略～</p> <p>(施行期日等)</p> <p>4 この要綱は、平成22年6月22日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。</p> <p>5 従前の大阪府私立高等学校生徒授業料軽減補助金交付要綱及び大阪府私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成23年6月17日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成24年8月17日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。</p> <p>(特例措置)</p> <p>2 <u>大阪府高等学校等就学支援金交付要綱第4条に規定する就学支援金の支給を受ける者（以下「就学支援金受給者」という。）及び法第6条第2項に規定する保護者等のいずれかが大阪府内に住所を有しない場合、もしくは就学支援金受給者が基準日に推進校に在学していない場合であって、保護者等の平成24年度の市町村民税所得割額が、第5条に基づき知事が定める額に該当するときは、平成24年7月から平成25年6月までに限り、第5条に基づく補助金を交付することができる。</u></p> <p>3 <u>平成22年度以前に通信制課程の高等学校に入学した生徒（ただし、前項に該当する生徒は除く。）が、就学支援金受給者に該当する場合であって、法第6条第2項に規定する保護者等の平成24年度の市町村民税所得割額が、第5条に基づき知事が定める額に該当するときは、平成24年7月から平成25年6月までの就学支援金受給期間に限り、第5条に基づく補助金を交付することができる。</u></p> <p>4 <u>第4条第2項による授業料の軽減事業の適用を受ける就学支援金受給者が、基準日以前に転入、もしくは基準日以降に転出したことにより、基準日に在学する推進校に平成24年7月から平成25年6月までの就学支援金受給期間における月の初日において、在学しない月が存する場合であって、法第6条第2項に規定する保護者等の平成24年度の市町村民税所得割額が、第5条に基づき知事が定める額に該当するときは、法第6条第1項に定める支給対象高等学校等の設置者に対し、第5条に基づき、当該月にかかる補助金を交付することができる。</u></p> <p>5 <u>前3項の補助金の交付に係る第7条第1項に規定する「授業料支援申請書」は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条2項に定める様式第2号」と読み替える。</u></p>	<p>大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱</p> <p>～省略～</p> <p>附 則</p> <p>～省略～</p> <p>(施行期日等)</p> <p>4 この要綱は、平成22年6月22日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。</p> <p>5 従前の大阪府私立高等学校生徒授業料軽減補助金交付要綱及び大阪府私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年6月17日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。</p>